

7 月からの障害者雇用率と障害者雇用における義務等

1. 雇用率の変更

現在 2.5%の民間事業所の障害者雇用率が本年7月から2.7%となり、常用雇用37.5人以上の事業所に雇用義務が課されます。

2. 障害者雇用推進者の選任努力義務

雇用義務がある事業所には、以下の業務に関し必要な知識及び経験を有する者(人事労務担当の部長クラスを想定)から障害者雇用推進者を選任するよう努める義務があります。

- 1) 障害者の雇用促進と雇用継続に必要な施設・設備の設置・整備などを図る業務
- 2) 障害者雇用状況報告／解雇時の届出
- 3) 計画作成命令や、計画変更や実施の勧告を受けたときに、国との連絡や計画の作成・実施を図る業務

選任後、ハローワークに提出する障害者雇用状況報告書(6月1日時点)に記入します。

3. 雇入れ後の労働条件の設計

障害者雇用では、ご本人の状態に応じて職務内容を検討するため、契約期間に定めを設けるのか、どの区分(正社員等)で受け入れるのか考えておく必要があります。

特に、特定求職者雇用開発助成金では有期労働契約の更新について記載に制限があるため、利用するなら雇入れ前に理解し、労働条件通知書等に反映しておく必要があります。

4. 職場の適応にジョブコーチを活用

職場適応援助者(ジョブコーチ)には、地域障害者職業センターや社会福祉法人等の社外を利用する配置型・訪問型と、自社の従

業員にジョブコーチ養成研修を受けさせる企業登録型があり、利用することにより、障害者の方と事業所の両方にアドバイスを得て職場適応をすすめられます。

企業登録型ジョブコーチを配置し、雇用する障害者に職場適応支援を行う事業主に対し、支援の期間や回数に応じて支給される企業登録型職場適応援助者助成金があります。

5. 障害者職業生活相談員の選任義務

事業所の常時雇用する障害者が実人員5人以上となってから3か月以内に、職場内で障害者の職業生活全般の相談に乗る障害者職業生活相談員を選任しなければならず、専任後は遅滞なく事業所管轄のハローワークに「障害者職業生活相談員選任報告書」を届け出る必要があります。

【障害者職業生活相談員の要件】

- ① 高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者職業生活相談員資格認定講習」修了者
- ② 大学等卒業後1年以上(高等学校・中等教育学校の卒業者は2年以上、その他は3年以上)障害者である労働者の職業生活に関する相談・指導の実務に従事した経験がある者
- ③ 職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者

◆お知らせ◆令和8年6月14日以降、中長期で希望する外国人に、在留カードとマイナンバーカードが一体の「特定在留カード」が交付されます。カード預かりなど注意してください。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX03-3369-2711